

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：香川県
農業委員会名：三木町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,290	135	—	—	—	1,420
経営耕地面積	865	47	41	6	—	912
遊休農地面積	15	2	—	—	—	17
農地台帳面積	1,389	239	—	—	—	1,628

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1345
自給的農家数	722
販売農家数	623
主業農家数	82
準主業農家数	76
副業的農家数	465

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	919
女性	455
40代以下	99

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	83
基本構想水準到達者	3
認定新規就農者	13
農業参入法人	0
集落営農経営	3
特定農業団体	0
集落営農組織	3

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	11
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	1
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	16	16	10

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,420 ha	350 ha	24.7% %
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地が増加し、中でも耕作の利便性が良くない農地の増加が顕著に見られる。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
400.0 ha	369.3 ha	19.3 ha	92.3% %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	所有者の意向を確認しながら農地中間管理事業の利用を促進し、集積・集約化を効率的に進めていく。また、12月に発行する「農業委員会だより」においても同制度の周知を図る。
活動実績	農地の利用集積・集約に向け、農地利用最適化推進委員及び農業委員と農地中間管理機構が連携し、担い手へのあっせんに努めた。また、12月に発行している農業委員会だよりで農地中間管理事業の制度の周知を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地の利用集積・集約化は今後も継続して活動する必要があるが、設定した目標がやや過大であった。
活動に対する評価	農地利用最適化推進委員及び農業委員と農地中間管理機構との連携により、農地集約・集積が進んだ。今後も連携を強化し、引き続きあっせんに努める。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H29年度新規参入者数	H30年度新規参入者数	R元年度新規参入者数
	1 経営体	4 経営体	5 経営体
	H29年度新規参入者が取得した農地面積	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積
	0.7 ha	3.2 ha	6.8 ha
課題	地域の農業を担う者が減少していることから、新規就農者数を確保し、早期に経営の発展・安定を図る。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
2 経営体	1 経営体	50.0% %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
1.5 ha	0.4 ha	26.7% %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	担い手の育成に取り組んでいる三木町農林課と連携し、同町が設定している目標の達成を目指す。
活動実績	担い手の育成に取り組んでいる三木町農林課と連携し、同町が設定している目標の達成に努めた。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	担い手の育成に取り組んでいる三木町農林課で、上記目標を設定していることから、農業委員会としても目標として適当である。
活動に対する評価	担い手の育成に取り組んでいる三木町農林課と連携し、同課が設定している目標達成に努めた。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)	
	1,438 ha	17.5 ha	1.2%	%
課 題	耕作の利便性や生産性の低い遊休農地は、荒廃化が一時的に解消されても担い手へと結びつかない。			

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
2.0 ha	0.6 ha	30.0%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査		35人	8月下旬から9月上旬	10月
調査方法		管内全域を6調査区に区切り、担当の農業委員、農地利用最適化推進委員で巡回調査を実施する。調査時に遊休化が確認された場合は、農地の状況を詳細に調査する。			
農地の利用意向調査		調査実施時期：10月～12月			
その他の活動					
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		35 人	8月～9月	10月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	10月～12月	調査結果取りまとめ時期 11月～1月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数:	41 筆	調査数:	筆
		調査面積:	3.7ha	調査面積:	ha
その他の活動	農地利用最適化推進委員による日常的な農地パトロールを実施する。				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	遊休農地の解消は伸び悩み解消目標の過半にも至らなかったことから、目標は過大であった。
活動に対する評価	農地利用最適化推進委員及び農業委員の連携により、遊休農地解消への理解は浸透してきているが、目標未達のため、更なる周知徹底が必要である。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,420 ha	0.0 ha
課 題	管内での違反転用は見られないが、農地転用制度の周知、啓発を継続する必要がある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.0 ha	0.0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農地の利用状況調査に伴う農地パトロールを8月下旬から9月上旬に実施する。また12月発行の「農業委員会だより」に掲載し啓発活動の実施する。
活動実績	8月～9月に管内全域を10日間にわたり、農地パトロールを実施した。また、農地転用申請に伴う現地確認時に確認を行った。
活動に対する評価	違反転用の発生を防止するため、農業者等への周知に努める。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 34 件、うち許可 34 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	許可申請書及び添付書類等により記載された内容について、農地基本台帳との照会または現地確認により、厳正な審査を行う。			
	是正措置	引き続き、上記による事実関係の確認を行う。			
総会等での審議	実施状況	審査基準の各項目に適合するか否かについて、農業委員全委員で審議を行う。			
	是正措置	引き続き、上記による審議の確認を行う。			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録への記載。			
	是正措置	引き続き、上記による公表を行う。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	28日
	是正措置	引き続き上記による処理を行い、更なる事務処理の迅速化に取り組む。			

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 82 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農地区分の判断、関係利権者の同意の状況、周辺農地への営農条件への支障等について、申請書類に基づいて客観的に判断するとともに、農業委員による現地確認により、厳正確実な審査を行う。			
	是正措置	引き続き、上記による事実関係の確認を行う。			
総会等での審議	実施状況	審査基準の各項目に適合するか否かについて現地調査を行った委員から報告により、農業委員全委員により審議を行う。			
	是正措置	引き続き、上記による審議を行う。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録への記載。			
	是正措置	引き続き、上記による公表を行う。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 21 日	処理期間(平均)	21 日
	是正措置	引き続き、上記による処理を行い、更なる事務処理の迅速化に取り組む。			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		13 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		13 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由	—	
	対応方針	—	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況	—	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 231 件 公表時期 平成25年10月 情報の提供方法: ホームページにて公表
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 301 件 取りまとめ時期 令和3年3月 情報の提供方法: 農業委員会として情報提供していない
	是正措置	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 1,420 ha
		データ更新: 随時更新している
	公表: 農地情報公開システムで公開	
是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉
	〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉
	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--